



平成30年11月5日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議会
会長 上村 都



特別職の報酬等の額について（答申）

平成30年10月30日に諮問のあった市長，副市長並びに議員の報酬等の額については，慎重に審議した結果，次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は，据え置くことが適当である。

（説明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長，副市長並びに議員の報酬等の額の適否について，新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容，他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況，新潟市の特別職報酬等の改定経緯，国家公務員の給与の状況，消費者物価指数，並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは，働きがいのある仕事や職場を目指すためには報酬等の額を引き上げることが効果的な手段であり，新潟市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準であるという考慮すべき事項はあるが，他方で，市の財政状況が大変厳しいという現状を鑑みれば，現時点で特別職の報酬等を引き上げるという選択肢を採用することに対して，市民の理解を得ることは難しいであろうとの意見があった。

最終的には，特別職の報酬のあり方や市の財政状況等を総合的に勘案したうえで，改定する理由を見出すことは難しいとの意見で一致し，据え置きとすることが妥当との結論に至った。